

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例ほか19件の条例をここに公布する。

令和6年3月25日

長浜市長

浅見宣義

- | | |
|-----------|--|
| 長浜市条例第1号 | 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例 |
| 長浜市条例第2号 | 漁港漁場整備法及び水産業協同組合法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例 |
| 長浜市条例第3号 | 長浜市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例 |
| 長浜市条例第4号 | 長浜市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例 |
| 長浜市条例第5号 | 長浜市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例 |
| 長浜市条例第6号 | 長浜市税条例の一部を改正する条例 |
| 長浜市条例第7号 | 長浜市手数料条例の一部を改正する条例 |
| 長浜市条例第8号 | 長浜市国民健康保険条例の一部を改正する条例 |
| 長浜市条例第9号 | 長浜市児童発達支援センター及び長浜市こども療育センター条例の一部を改正する条例 |
| 長浜市条例第10号 | 長浜市介護保険条例の一部を改正する条例 |
| 長浜市条例第11号 | 長浜市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例 |
| 長浜市条例第12号 | 長浜市消防団の設置等に関する条例の一部を改正する条例 |
| 長浜市条例第13号 | 長浜市非常勤消防団員の任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例 |
| 長浜市条例第14号 | 長浜市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例 |
| 長浜市条例第15号 | 長浜市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例 |
| 長浜市条例第16号 | 長浜市附属機関設置条例の一部を改正する条例 |
| 長浜市条例第17号 | 長浜市番号法に基づく個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例 |
| 長浜市条例第18号 | 長浜市市民まちづくりセンター条例の一部を改正する条例 |
| 長浜市条例第19号 | 長浜市公共下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例 |

長浜市条例第20号 長浜市福祉医療費助成条例及び長浜市精神障害者医療費助成条例の
一部を改正する条例の一部を改正する条例

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(長浜市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第1条 長浜市職員の育児休業等に関する条例（平成18年長浜市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「（会計年度任用職員を除く。）」を削る。

(長浜市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第2条 長浜市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年長浜市条例第37号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

漁港漁場整備法及び水産業協同組合法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(長浜市漁港等管理条例の一部改正)

第1条 長浜市漁港等管理条例（平成18年長浜市条例第149号）の一部を次のように改正する。

第1条中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改める。

(長浜市風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部改正)

第2条 長浜市風致地区内における建築等の規制に関する条例（平成25年長浜市条例第41号）の一部を次のように改正する。

第3条第19号中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

長浜市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める
条例

長浜市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例
(平成26年長浜市条例第31号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）

第34条第2項及び第46条第2項の規定に基づき、特定教育・保育施設及び特定地域
型保育事業の運営に関する基準を定めるものとする。

(条例で定める基準)

第2条 法第34条第2項及び第46条第2項に規定する基準は、特定教育・保育施設及
び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成
26年内閣府令第39号）に定めるとおりとする。

(委任)

第3条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

長浜市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例

長浜市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年長浜市条例第32号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第34条の16第1項の規定に基づき、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例で使用する用語は、法及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号。次条において「省令」という。）において使用する用語の例による。

（条例で定める基準）

第3条 法第34条の16第1項に規定する基準は、次条から第9条までに規定するほか、省令に定めるとおりとする。

（家庭的保育事業における設備）

第4条 家庭的保育事業の設備の基準は、次に掲げるものとする。

- (1) 乳幼児の保育を行う専用の部屋（家庭的保育者又はその親族が全部又は一部を所有し、又は賃借するものに限る。以下同じ。）が1階に設けられていること。
- (2) 乳幼児の保育を行う専用の部屋を設ける建物が建築基準法（昭和25年法律第201号）又は消防法（昭和23年法律第186号）の規定に違反していないこと。
- (3) 乳幼児の保育を行う専用の部屋を設ける建物が昭和56年6月1日以後に建築確認済証を受けているもの又は昭和56年5月31日以前に建築確認済証を受けているものの場合は、耐震調査を実施し問題のないもの若しくは耐震補強済のものであること。

（家庭的保育事業における職員）

第5条 家庭的保育事業の職員の基準において、家庭的保育者は、市長又は市長が指定する滋賀県知事その他の機関が行う研修を修了した保育士であって、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 保育を行っている乳幼児の保育に専念できる者
 - (2) 法第18条の5各号及び法第34条の20第1項第3号のいずれにも該当しない者
- （小規模保育事業A型における職員）

第6条 小規模保育事業A型の職員の基準において、保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所A型に勤務する保健師又は看護師を、1人に限り、保育士とみなすことができる。

（小規模保育事業B型における職員）

第7条 小規模保育事業B型の職員の基準において、保育士の数は、保育従事者の数の4分の3以上とする。

2 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所B型に勤務する保健師又は看護師を、1人に限り、保育士とみなすことができる。

(保育所型事業所内保育事業における職員)

第8条 保育所型事業所内保育事業の職員の基準において、保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する保健師又は看護師を、1人に限り、保育士とみなすことができる。

(小規模型事業所内保育事業における職員)

第9条 小規模型事業所内保育事業の職員の基準において、保育士の数は、保育従事者の数の4分の3以上とする。

2 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する保健師又は看護師を、1人に限り、保育士とみなすことができる。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

長浜市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

長浜市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（平成18年長浜市条例第39号）の一部を次のように改正する。

別表の3 執行機関の委員及び附属機関の委員以外の特別職の職員の表学校医、園医、学校薬剤師、園薬剤師の項の次に次のように加える。

審理員（行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条に規定する審理員をいう。以下同じ。）	日額 20,000円
---	------------

別表の3 執行機関の委員及び附属機関の委員以外の特別職の職員の表備考に次のように加える。

- 3 審理員にあつては、行政不服審査法第42条に規定する審理員意見書の作成1件当たり60,000円を報酬額に加算して支給する。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

長浜市税条例の一部を改正する条例

長浜市税条例（平成18年長浜市条例第71号）の一部を次のように改正する。

附則第5条の次に次の1条を加える。

（令和6年能登半島地震災害に係る雑損控除額等の特例）

第5条の2 所得割の納税義務者の選択により、法附則第4条の4第4項に規定する特例損失金額（以下この項において「特例損失金額」という。）がある場合には、特例損失金額（同条第4項に規定する災害関連支出がある場合には、第3項に規定する申告書の提出の日の前日までに支出したものに限り。以下この項及び次項において「損失対象金額」という。）について、令和5年において生じた法第314条の2第1項第1号に規定する損失の金額として、この条例の規定を適用することができる。この場合において、第34条の2の規定により控除された金額に係る当該損失対象金額は、その者の令和7年度以後の年度分で当該損失対象金額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の個人の市民税に関するこの条例の規定の適用については、当該損失対象金額が生じた年において生じなかったものとみなす。

2 前項前段の場合において、第34条の2の規定により控除された金額に係る損失対象金額のうち同項の規定の適用を受けた者と生計を一にする令第48条の6第1項に規定する親族の有する法附則第4条の4第4項に規定する資産について受けた損失の金額（以下この項において「親族資産損失額」という。）があるときは、当該親族資産損失額は、当該親族の令和7年度以後の年度分で当該親族資産損失額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の個人の市民税に関するこの条例の規定の適用については、当該親族資産損失額が生じた年において生じなかったものとみなす。

3 第1項の規定は、令和6年度分の第36条の2第1項又は第4項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。）に第1項の規定の適用を受けようとする旨の記載がある場合（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認める場合を含む。）に限り、適用する。

附則第6条中「附則第4条の4第3項」を「附則第4条の5第3項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

長浜市手数料条例の一部を改正する条例

長浜市手数料条例（平成18年長浜市条例第73号）の一部を次のように改正する。

別表の2の表17の3の項中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に、同表21の項中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則」に改める。

別表の3の表中55の項を57の項とし、54の項の次に次のように加える。

55	建築基準法施行令第137条の12第6項の規定に基づく大規模の修繕又は大規模の様替に係る認定の申請に対する審査	接道義務の既存不適格認定申請手数料	27,000円
56	建築基準法施行令第137条の12第7項の規定に基づく大規模の修繕又は大規模の様替に係る認定の申請に対する審査	道路内建築制限の既存不適格認定申請手数料	27,000円

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

長浜市国民健康保険条例の一部を改正する条例

長浜市国民健康保険条例（平成18年長浜市条例第98号）の一部を次のように改正する。

第13条の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条中「一般被保険者（法附則第7条第1項に規定する退職被保険者等（以下「退職被保険者等」という。）以外の被保険者をいう。以下同じ。）に係る」を削り、同条第1号ア中「（一般被保険者に係るものに限る。）」を削り、同号イ中「附則第22条」を「附則第7条」に改め、「県が行う国民健康保険の一般被保険者に係るもの限り、」を削り、同号カ中「退職被保険者等に係る療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用の額並びに県が行う国民健康保険の一般被保険者に係る」及び「及び退職被保険者等に係る国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用の額」を削り、同条第2号イ中「附則第22条」を「附則第7条」に改め、同号ウ中「（エにおいて「国民健康保険保険給付費等交付金」という。）（退職被保険者等の療養の給付等に要する費用（法附則第22条の規定により読み替えられた法第70条第1項に規定する療養の給付等に要する費用をいう。以下同じ。）に係るものを除く。）」を削り、同号エ中「法附則第9条第1項の規定により読み替えられた」及び「並びに国民健康保険保険給付費等交付金（退職被保険者等の療養の給付等に要する費用に係るものに限る。）」を削る。

第14条（見出しを含む。）中「一般被保険者に係る」を削り、「属する一般被保険者」を「属する被保険者」に改め、「（一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、当該世帯を一般被保険者の属する世帯とみなして算定した世帯別平等割額）」を削る。

第15条の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条第1項中「一般被保険者」を「被保険者」に改める。

第17条の見出し、同条第1項各号列記以外の部分並びに同項第1号及び第2号中「一般被保険者に係る」を削り、同号中「一般被保険者の」を「被保険者の」に改め、同項第3号ア中「一般被保険者に係る」を削り、「一般被保険者が」を「被保険者が」に改める。

第18条から第21条の2までを次のように改める。

第18条から第21条の2まで 削除

第22条を次のように改める。

（基礎賦課限度額）

第22条 第14条の基礎賦課額は、65万円を超えることができない。

第22条の2の見出し及び各号列記以外の部分中「一般被保険者に係る」を削り、同条第1号中「であって、県が行う国民健康保険の一般被保険者に係るもの」を削り、同条第2号ア中「附則第22条」を「附則第7条」に改め、同号イ中「法附則第9条第1項の規定により読み替えられた」を削る。

第22条の3の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条中「属する一般被保険者」を「属する被保険者」に改め、「（一般被保険者と退職被保険者等とが同一の世帯に属する場合には、当該世帯を一般被保険者の属する世帯とみなして算定した世帯別平等割額）」

を削る。

第22条の4の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条中「一般被保険者」を「被保険者」に改める。

第22条の5の見出し及び第1項各号列記以外の部分中「一般被保険者に係る」を削り、同項第1号及び第2号中「一般被保険者」を「被保険者」に改め、同項第3号ア中「一般被保険者に係る」を削り、「一般被保険者が」を「被保険者が」に改める。

第22条の6から第22条の9までを次のように改める。

第22条の6から第22条の9まで 削除

第22条の10を次のように改める。

(後期高齢者支援金等賦課限度額)

第22条の10 第22条の3の後期高齢者支援金等賦課額は、24万円を超えることができない。

第23条第2号ア中「附則第22条」を「附則第7条」に改め、同号イ中「法附則第9条第1項の規定により読み替えられた」を削る。

第31条第1項中「若しくは特例対象被保険者等でなくなった」を削り、「第18条、第22条の2若しくは第22条の6」を「第22条の3」に改め、「場合を除く。）」の次に「又は特例対象被保険者等となった場合」を加え、「若しくは第21条」を削り、「第32条の3第4項第1号」を「第32条の3第4項」に改め、「若しくは特例対象被保険者等ではなくなった」を削り、同条第2項中「、第18条」、「、第22条の6」及び「若しくは第21条」を削り、「第32条の3第4項第1号」を「第32条の3第4項」に改める。

第32条中「又は第18条」を削り、同条第1項第2号中「29万円」を「29万5千円」に改め、同項第3号中「53万5千円」を「54万5千円」に改め、同条第3項中「又は第22条の6」を削り、「22万円」を「24万円」に改める。

第32条の3中「又は第21条」及び「又は第22条の8」を削る。

第32条の4中「又は第18条」及び「又は第22条の6」を削り、「22万円」を「24万円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の第6章の規定は、令和6年度以後の年度分の保険料について適用し、令和5年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

長浜市児童発達支援センター及び長浜市こども療育センター条例の一部を改正する
条例

長浜市児童発達支援センター及び長浜市こども療育センター条例（平成18年長浜市条例
第121号）の一部を次のように改正する。

第2条の表長浜市こども療育センターわかば園（通称「長浜市わかば園」）の項を削る。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

長浜市介護保険条例の一部を改正する条例

長浜市介護保険条例（平成18年長浜市条例第123号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同項第1号中「第39条第1項第1号」を「第38条第1項第1号」に、「37,050円」を「33,500円」に改め、同項第2号から第13号までを次のように改める。

- (2) 政令第38条第1項第2号に掲げる者 50,060円
- (3) 政令第38条第1項第3号に掲げる者 54,390円
- (4) 政令第38条第1項第4号に掲げる者 70,950円
- (5) 政令第38条第1項第5号に掲げる者 78,840円
- (6) 政令第38条第1項第6号に掲げる者 90,660円
- (7) 政令第38条第1項第7号に掲げる者 94,600円
- (8) 政令第38条第1項第8号に掲げる者 102,490円
- (9) 政令第38条第1項第9号に掲げる者 118,260円
- (10) 政令第38条第1項第10号に掲げる者 134,020円
- (11) 政令第38条第1項第11号に掲げる者 149,790円
- (12) 政令第38条第1項第12号に掲げる者 165,560円
- (13) 政令第38条第1項第13号に掲げる者 181,330円

第6条第2項中「前項第1号から第3号までに掲げる」を「第1項第1号から第3号までに掲げる」に、「前項の」を「同項の」に、「前項第1号から第3号までに規定する」を「同項第1号から第3号までに規定する」に、「第39条」を「第38条」に、「かかる」を「係る」に改め、同項を同条第9項とし、同条第1項の次に次の7項を加える。

- 2 令和6年度から令和8年度までの政令第38条第1項第6号の基準所得金額は、同条第6項の規定に基づく介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「規則」という。）第143条の規定にかかわらず80万円とする。
- 3 令和6年度から令和8年度までの政令第38条第1項第7号の基準所得金額は、同条第7項の規定に基づく規則第143条の2の規定にかかわらず120万円とする。
- 4 令和6年度から令和8年度までの政令第38条第1項第8号の基準所得金額は、同条第8項の規定に基づく規則第143条の3の規定にかかわらず210万円とする。
- 5 令和6年度から令和8年度までの政令第38条第1項第9号の基準所得金額は、同条第9項第1号の規定にかかわらず320万円とする。
- 6 令和6年度から令和8年度までの政令第38条第1項第10号の基準所得金額は、同条第9項第2号の規定にかかわらず420万円とする。
- 7 令和6年度から令和8年度までの政令第38条第1項第11号の基準所得金額は、同条第9項第3号の規定にかかわらず720万円とする。
- 8 令和6年度から令和8年度までの政令第38条第1項第12号の基準所得金額は、同条第9項第4号の規定にかかわらず1,000万円とする。

第8条第3項中「第39条第1項第1号イ」を「第38条第1項第1号イ」に、「若しくは第5号ロ又はこの条例第6条第1項第6号イ、第7号イ、第8号イ、第9号イ、第

10号イ、第11号イ若しくは第12号イ」を「、第5号ロ、第6号ロ、第7号ロ、第8号ロ、第9号ロ、第10号ロ、第11号ロ又は第12号ロ」に、「政令第39条第1項第1号から第5号まで又はこの条例第6条第1項第6号」を「同項第1号」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の長浜市介護保険条例第6条の規定は、令和6年度分の保険料から適用し、令和5年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

長浜市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例

長浜市農業集落排水処理施設条例（平成18年長浜市条例第135号）の一部を次のように改正する。

別表難波地区農業集落排水処理施設の項を削る。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

長浜市消防団の設置等に関する条例の一部を改正する条例

長浜市消防団の設置等に関する条例（平成18年長浜市条例第173号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項の表長浜市消防団の項中「1, 748人」を「854人」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

長浜市非常勤消防団員の任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例

長浜市非常勤消防団員の任免、給与、服務等に関する条例（平成18年長浜市条例第174号）の一部を次のように改正する。

本則（第1条及び第2条を除く。）中「団員」を「消防団員」に改める。

第1条中「「団員」」を「「消防団員」」に改める。

第2条第1項中「団員」を「消防団員（機能別団員を除く。）」に改め、同条に次の1項を加える。

2 機能別団員は、前項第1号及び第2号の資格を有する者のうちから市長の承認を得て消防団長が任命する。

第5条第2項第1号中「前条各号（第2号を除く。）のいずれか」を「前条第1号」に改め、同項第2号中「第2条第1号」を「第2条第1項第1号」に改め、同号に次のただし書を加える。

ただし、第13条第1項の規定により休職を承認されている消防団員は、この限りでない。

第8条中「10日」を「30日」に、「場合」を「者」に改める。

第11条に次の1項を加える。

2 消防団員が災害活動、警戒又は訓練等の職務に従事したときは、別表第2により出動報酬を支給する。

第12条第1項を削り、同条第2項中「前項に規定する場合を除き、」を削り、同項を同条第1項とし、同条第3項を同条第2項とする。

第13条を第14条とし、第12条の次に次の1条を加える。

（休職）

第13条 任命権者は、やむを得ない事由により休職を必要とする消防団員から休職の申請を受けた場合は、当該消防団員の2年以内の休職を承認することができる。ただし、当該分団で休職している消防団員が同時に2人を超えないときに限る。

2 前項の規定による休職の承認は、当該休職をしている消防団員が戒告若しくは停職の処分を受け、又は当該休職の事由がなくなったと任命権者が認めたときは、その効力を失う。

3 休職の期間中は、当該休職をしている消防団員に対し、第11条第1項に規定する報酬及び同条第2項に規定する出動報酬を支給しない。

4 休職の期間は、在団歴（消防団に在職していた期間をいう。）並びに長浜市消防団員等公務災害補償条例（平成18年長浜市条例第175号）第5条及び長浜市非常勤消防団員退職報償金の支給に関する条例（平成18年長浜市条例第177号）第4条に規定する勤務年数に計上しないものとする。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第11条関係）

報酬額表

階級	団長	副団長	分団長	副分団長	部長	班長	団員
----	----	-----	-----	------	----	----	----

区分							
報酬 (年額)	88,000円	69,000円	58,000円	45,500円	39,500円	38,000円	36,500円。ただし、機能別団員は15,000円とする。

別表第2（第11条関係）

出動報酬額表

職務	出動報酬（1回）		活動内容
	区分	金額	
災害活動	1	8,000円	各種災害活動（4時間以上）
	2	4,000円	各種災害活動（4時間未満）
	3	2,000円	消防団長指示による屯所待機
警戒	1	3,000円	警戒活動（夜間警戒活動を含む。）
訓練等	1	3,000円	管外又は長時間の総合訓練等
	2	1,300円	その他の訓練等

備考 災害活動及び訓練等の区分は、消防団長が認定する。

附 則

（施行期日）

- この条例は、令和6年4月1日から施行する。
（長浜市非常勤消防団員退職報償金の支給に関する条例の一部改正）
- 長浜市非常勤消防団員退職報償金の支給に関する条例（平成18年長浜市条例第177号）の一部を次のように改正する。
第1条中「非常勤の者」の次に「（機能別団員を除く。以下「非常勤消防団員」という。）」を加える。
第2条及び第4条の2中「消防団員」を「非常勤消防団員」に改める。

長浜市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

長浜市消防団員等公務災害補償条例（平成18年長浜市条例第175号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項第2号中「8,900円」を「9,100円」に改める。

別表団長及び副団長の項から部長、班長及び団員の項までを次のように改める。

団長及び副団長	12,500円	13,350円	14,200円
分団長及び副分団長	10,800円	11,650円	12,500円
部長、班長及び団員	9,100円	9,950円	10,800円

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の第5条第2項及び別表の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた長浜市消防団員等公務災害補償条例第5条第1項に規定する損害補償（以下この項において「損害補償」という。）並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る同条例第4条第3号に規定する傷病補償年金、同条第4号アに規定する障害補償年金及び同条第6号アに規定する遺族補償年金（以下この項において「傷病補償年金等」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

長浜市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 長浜市病院事業の設置等に関する条例（平成18年長浜市条例第209号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項の表長浜市病院事業改革プラン評価委員会の項を次のように改める。

長浜市病院事業経営強化プラン評価委員会	長浜市病院事業経営強化プランの評価及び点検に関し必要な事項を調査審議すること。	8人以内
---------------------	---	------

第2条 長浜市病院事業の設置等に関する条例の一部を次のように改正する。

第10条中「第243条の2の2第8項」を「第243条の2の8第8項」に改める。

附 則

この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和6年4月1日から施行する。

長浜市附属機関設置条例の一部を改正する条例

第1条 長浜市附属機関設置条例（平成25年長浜市条例第27号）の一部を次のように改正する。

別表市長の部長浜市国民宿舎豊公荘運営審議会の項を削る。

第2条 長浜市附属機関設置条例の一部を次のように改正する。

別表市長の部長浜市地域公共交通会議の項所掌事務の欄を次のように改める。

道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第4条第2項に規定する一般旅客自動車運送事業及び自家用有償旅客運送並びに道路運送法（昭和26年法律第183号）第9条第4項に規定する運賃等に関し必要な事項を調査審議すること。

附 則

この条例中第1条の規定は令和6年4月1日から、第2条の規定は規則で定める日から施行する。

長浜市番号法に基づく個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 長浜市番号法に基づく個人番号の利用等に関する条例（平成27年長浜市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第3条中「長浜市重度心身障害老人等福祉助成費助成要綱」を「長浜市重度障害老人等福祉助成費助成要綱」に改める。

第2条 長浜市番号法に基づく個人番号の利用等に関する条例の一部を次のように改正する。

本則中「長浜市長」を「市長」に改める。

第2条を次のように改める。

（定義）

第2条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

第3条第1項前段中「長浜」を削り、「又は」を「若しくは」に改め、「いる者」の次に「又は準法定事務処理者」を、「、同表の右欄に掲げる事務」の次に「（準法定事務を含む。）」を加え、同条第2項を次のように改める。

2 市の執行機関は、当該執行機関が保有する利用特定個人情報を、特定個人番号利用事務を処理するために必要な限度で利用することができる。

第3条第3項の表以外の部分中「長浜」、「特定個人情報ファイルに記載又は記録された」、「効率的に検索し、及び管理するために」及び「個人番号を」を削り、同項の表中

「

障害者関係情報（法別表第2に規定する障害者関係情報をいう。以下同じ。）
障害者関係情報
生活保護関係情報（法別表第2に規定する生活保護関係情報をいう。以下同じ。）
地方税関係情報（法別表第2に規定する地方税関係情報をいう。以下同じ。）
医療保険給付関係情報（法別表第2に規定する医療保険給付関係情報をいう。以下同じ。）
母子及び父子並びに寡婦福祉法による資金の貸付け又は給付金の支給に関する情報（法別表第2に規定する母子及び父子並びに寡婦福祉法による資金の貸付け又は給付金の支給に関する情報をいう。以下同じ。）
特別児童扶養手当関係情報（法別表第2に規定する特別児童扶養手当関係情報をいう。以下同じ。）
医療保険給付関係情報
障害者自立支援給付関係情報（法別表第2に規定する障害者自立支援給付関係情報をいう。以下同じ。）
生活保護関係情報
地方税関係情報
医療保険給付関係情報

医療保険給付関係情報
障害者関係情報
生活保護関係情報
地方税関係情報
医療保険給付関係情報
医療保険給付関係情報
障害者自立支援給付関係情報
障害者関係情報
生活保護関係情報
医療保険給付関係情報
母子及び父子並びに寡婦福祉法による資金の貸付け又は給付金の支給に関する情報
特別児童扶養手当関係情報
障害者関係情報
生活保護関係情報
地方税関係情報
母子及び父子並びに寡婦福祉法による資金の貸付け又は給付金の支給に関する情報
医療保険給付関係情報

を
「

障害者関係情報であって規則で定めるもの（以下単に「障害者関係情報」という。）
障害者関係情報
生活保護関係情報であって規則で定めるもの（以下単に「生活保護関係情報」という。）
地方税関係情報であって規則で定めるもの（以下単に「地方税関係情報」という。）
医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの（以下単に「医療保険給付関係情報」という。）
母子及び父子並びに寡婦福祉法による資金の貸付け又は給付金の支給に関する情報であって規則で定めるもの（以下単に「母子及び父子並びに寡婦福祉法による資金の貸付け又は給付金の支給に関する情報」という。）
特別児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの（以下単に「特別児童扶養手当関係情報」という。）
医療保険給付関係情報
障害者自立支援給付関係情報であって規則で定めるもの（以下単に「障害者自立支援給付関係情報」という。）

生活保護関係情報
地方税関係情報
医療保険給付関係情報
医療保険給付関係情報
障害者関係情報
生活保護関係情報
地方税関係情報
医療保険給付関係情報
医療保険給付関係情報
障害者自立支援給付関係情報
障害者関係情報
生活保護関係情報
医療保険給付関係情報
母子及び父子並びに寡婦福祉法による資金の貸付け又は給付金の支給に関する情報
特別児童扶養手当関係情報
障害者関係情報
生活保護関係情報
地方税関係情報
母子及び父子並びに寡婦福祉法による資金の貸付け又は給付金の支給に関する情報
医療保険給付関係情報

」

に改める。

第4条第1項中「又は」を「若しくは」に改め、「いる者」の次に「又は準法定事務処理者」を、「利用」の次に「に関する事務の全部若しくは一部」を、「同表の第2欄に掲げる事務」の次に「（準法定事務を含む。）」を加え、「掲げる者」を「掲げる機関」に改める。

附 則

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）の施行の日から施行する。ただし、第1条の規定は、令和6年4月1日から施行する。

長浜市市民まちづくりセンター条例の一部を改正する条例

長浜市市民まちづくりセンター条例（平成28年長浜市条例第34号）の一部を次のように改正する。

別表第3 神田まちづくりセンターの項を次のように改める。

神田まちづくりセンター	多目的ホール	710円
	会議室1	100円
	会議室2	200円
	和室	100円
	調理実習室	300円
	多目的ルーム	100円

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

- 2 この条例による改正後の長浜市市民まちづくりセンター条例の規定による神田まちづくりセンターの利用に関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

長浜市公共下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

長浜市公共下水道事業の設置等に関する条例（平成29年長浜市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第6条中「第243条の2の2第8項」を「第243条の2の8第8項」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

長浜市福祉医療費助成条例及び長浜市精神障害者医療費助成条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

長浜市福祉医療費助成条例及び長浜市精神障害者医療費助成条例の一部を改正する条例（令和5年長浜市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第1条中長浜市福祉医療費助成条例（平成18年長浜市条例第105号）第3条の改正規定の次に次のように加える。

第3条の2中「前条第1号又は第2号」を「第2条第2号アに該当するもののうち、次の各号のいずれか」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 身体障害者福祉法第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者で、身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号。次号において「省令」という。）別表第5号に定める障害の程度が3級に該当するもの（児童相談所又は更生相談所において知的障害の程度が重度若しくは中度と判定された者又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者で、政令第6条第3項に定める1級若しくは2級に該当するものを除く。）
- (2) 身体障害者福祉法第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者で、省令別表第5号に定める障害の程度が4級に該当するもの（児童相談所又は更生相談所において知的障害の程度が重度と判定された者又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者で、政令第6条第3項に定める1級に該当するものを除く。）

附 則

この条例は、公布の日から施行する。